

東日本大震災における緊急の雇用労働対策について

雇用保険

- 震災被災者への失業手当の特例支給
 - ・休業：事業所への直接被害により休業となり、賃金が支払われない場合、**実際に離職していなくても失業手当が受給可能**
 - ・一時離職：災害救助法指定地域所在の事業所の従業員が、一時的に離職を余儀なくされ、事業再開後の**再雇用が予定されている場合**であっても、**失業手当が受給可能**。
 - 手続きの特例
 - ・住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、**全国のハローワーク**での失業給付の受給手続きを可能。
 - ・**確認書類が無い**場合も、**本人の申し出等により手続き**を行うことが可能。
 - 延長給付の拡充
 - ・現行の個別延長給付（原則60日分）に加えて、更に60日分を延長する特例措置を実施。（**第一次補正予算：2,941億円**）
- <実績> 岩手、宮城、福島労働局における受給資格決定件数：**73,385**件（3月12日～5月26日）

職業紹介

- ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業紹介を実施
 - (1) 被災者ニーズの把握 ～ 避難所等におけるアンケート等により就職ニーズを把握
 - (2) 出張相談の実施 ～ ハローワークから避難所等へ出向き、職業相談、雇用保険の手続きの相談等、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
 - (3) 被災者の雇い入れを行う求人**の確保** ～ 全国のハローワークにおいて多様な就業形態の求人※を確保
※ 即時就労可能な求人、社宅付き求人、出稼求人、シルバー人材センター等
 - (4) 広域職業紹介の実施 ～ 全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。職業転換給付金制度（「広域求職活動費（面接旅費）」「移転費（転居費）」の支給）の活用
 - (5) 東北の被災者のため、大都市圏等において合同求人面接会を開催

<実績> 被災者対象求人 **13,853**件、**41,731**人 復興関係求人**480**件、**3,775**人（5月27日現在）

雇用関係助成金等

【雇用調整助成金】（第1次補正予算：7,269億円）

（特例の内容）

○ 特例の適用

- ・ 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主（以下①～⑤の特例）
- ・ 上記9県に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主【被災地関連事業主】（以下①、②、④、⑤の特例）
- ・ 被災地関連事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主【2次下請等事業主】（以下①、②、④、⑤の特例）

① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮

② 震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に（平成23年6月16日まで）

③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に（平成23年6月16日まで）

④ 特例の支給対象期間（1年間）においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しない。

⑤ 被保険者期間が6か月未満の者も雇用調整助成金の対象とする。

○ 手続きの簡素化

- ・ 申立書等による申請書類の代替を認めるなどできる限り手続きを簡素化

○ 休業等実施計画届受理状況（平成23年4月分）※いずれも速報値

（全国）：62,121事業所、1,831,315人

（岩手、宮城、福島）：4,288事業所、149,997人（3月比増加率：事業所数165%、対象者数246%）

【被災者雇用開発助成金】（第1次補正予算：63億円）

被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。

【実習型雇用支援事業】

被災地の企業において、被災地居住のフリーターや被災地事業所の離職者を雇用する場合に、本事業の対象とする。・トライアル雇用1人につき月額10万円（最大6か月）・その後正規雇用化6か月ごとに50万円（2回）

雇用創出基金事業

- 東日本大震災により仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、重点分野雇用創造事業等の雇用創出のための基金事業について、実施要件の緩和と基金の積み増しにより、被災された方々の雇用機会を創出する事業を実施。
(第1次補正予算：500億円)

◆ 事業概要

○都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。

- 【事業例】
- ・ 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
 - ・ 避難所での子どもの一時的預かり、高齢者宅の片付け支援を行う事業
 - ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業

◆ 実施要件

- 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災求職者を雇用。
- 事業費に占める新規に雇用される被災求職者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間の複数回更新を可能とする。

<被災3県の活用状況> (5月31日時点で厚生労働省が把握している状況)

20,000人の雇用が創出される見込み。**4,747人**の求人が開始され、うち**2,994人**が実際に雇用されている。

- 岩手県 県と市町村で5,000人の雇用予定。**2,500人**の求人が開始され、うち**1,267人**の採用実績。
- 宮城県 県と市町村で4,000人の雇用予定。**1,006人**の求人が開始され、うち**645人**の採用実績。
- 福島県 県と市町村で11,000人の雇用予定。**1,241人**の求人が開始され、うち**1,082人**の採用実績。

雇用促進住宅

- 一時入居先として、①家賃、敷金、駐車場は無料、②入居期限は、6か月ごとに最長2年(平成25年3月末日)まで更新可能

- 雇用促進住宅の6月3日時点の提供可能戸数は、岩手県**1,901戸**、宮城県**521戸**、福島県**324戸**を含め、全国で**38,819戸**。

なお、入居決定戸数は、岩手県**598戸**、宮城県**327戸**、福島県**1,019戸**を含め、全国で**4,287戸**

注：提供可能戸数は、被災者が利用することのできる戸数であるが、入居前に原則2～3週間程度の修繕工事を要する場合がある。

なお、即入居できる戸数は、岩手**216戸**、宮城**46戸**、福島**44戸**を含め、全国で**13,374戸**あり、また、この他に市町村災害対策本部等が被災者の受入のために住宅を利用することの申入れを行い、確保している戸数が**2,509戸**ある。

「日本はひとつ」ハローワークプロジェクト・地元優先雇用への取り組み

<「日本はひとつ」ハローワークプロジェクト>

(1) 「日本はひとつ」しごと協議会の創設

都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で全国に設置。
以下を合意し推進

- ・復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
- ・被災した方々、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
- ・復旧事業の求人や被災した方向けの求人のハローワークへの提出

(2) 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・様々な機関とのネットワークの構築
- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施
- ・広域職業紹介の実施
- ・被災地以外の住居の確保・地元生活情報の提供

<地元優先雇用への取り組み>

- 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する
(地方公共団体についても同様の取組を求める)
- 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める
- 重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」として行う事業については、被災した方々を雇用などにより、地元の被災した方々の雇用を確保

雇用問題への配慮に関する経済団体等への要請

- 震災に係る雇用問題に対し配慮頂くよう、日本経団連、全国中小企業団体中央会及び日本商工会議所に対し、大臣から
①雇用調整助成金を活用した従業員の雇用の維持、②被災地外での就職も含めた求人の積極的な申込、などを直接要請
(4月11日、4月15日)
- 各経済団体の長に対し、経済産業大臣、厚生労働大臣、福島県知事から、原子力発電所事故に伴う雇用機会の維持・創出を要請(5月26日)
- 雇用創出の際の雇用の質(労働条件、安全衛生など)への配慮について、被災者等就労支援・雇用創出推進会議メンバーに対し、座長である小宮山副大臣から文書で要請。地域レベルでもしごと協議会関係者に要請(5月26日~)。

新卒者

- 新入社員を当面の間、休業させる場合の雇用調整助成金の適用
（「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件の適用除外を活用。被災地は7月以降も延長）
- 全国の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置（3月28日）
 - ・採用内定取消しなどに関する事業主からの通知件数（3月11日～5月25日）
 - 内定取消し：全国362人（うち岩手県55人、宮城県50人、福島県80人、東京都87人）
 - ※内定取消し者のうちハローワークの支援等により91人が就職（5月15日現在）
 - 入職時期繰下げ：全国2,232人（うち岩手県169人、宮城県318人、福島県308人、東京都658人）
 - ※入職時期繰下げ者のうち、1,245人が入職済み（5月25日現在）
- ハローワーク紹介により、「被災地」の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金について、支給金額の増額・要件緩和を実施。（4月6日）
- ジョブサポーターを100人増員し、被災者向けの求人開拓、学校や避難所での出張相談や就職までの継続した個別支援、被災学生等を積極的に採用する企業による「被災学生等支援就職面接会」を開催。
（第1次補正予算：15億円）

民間の人材ビジネス事業者による被災された方への就職支援

- 人材ビジネス業界団体に、被災派遣労働者等と受入企業との迅速なマッチングに向けて、積極的な取組を行うよう大臣より要請。（4月8日）
- 上記要請を踏まえ、人材ビジネス事業者等から被災者向けの合同企業説明会への参加希望や避難所での出張相談の実施について相談があった場合には、可能な限り参加・実施できるよう配慮するよう都道府県労働局あてに通知。
- しごと情報ネットで、被災者を対象とした求人情報を検索し易くするため、運用ルールを設定し、ホームページで周知するとともに、より積極的に求人情報の掲載を行うことを周知啓発していただくよう主要経済団体や人材ビジネス事業者団体に派遣・有期労働対策部長名で要請。

労働相談への対応

- 賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項について、「労働基準法等に関するQ&A」を作成(第3版を作成済)。雇調金の活用と併せて周知。
- 被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に対応する緊急相談窓口を開設。
- 全国のハローワークに「特別相談窓口」を設置し、被災者の仕事に関する相談に対応。新卒応援ハローワークでは採用内定取消などを受けた学生・生徒などの相談に対応（学生等震災特別相談窓口の設置）
- 障害者については、(独)高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センター（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉）に「特別相談窓口」を設置し、被災後の雇用継続の相談等を実施。
また、ハローワークによる避難所への出張相談において障害者の就労ニーズを把握した場合、地域障害者職業センターが訪問相談を実施。

解雇、雇止め等に対する対応

- 震災等の影響による解雇、雇止め等について、できる限り雇用の安定を図るため、解雇等の予防のための啓発指導の実施、解雇等の事案の情報共有、個別の解雇等の事案への対応を行う。

派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保

- 震災等の影響により、解雇や雇止めのおそれがある派遣労働者・有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定とその保護を図るために最大限の配慮を、大臣より人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請

妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等への対応

- 被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業などを理由とする解雇や性別を理由とする解雇などの相談について、被災地域等の雇用均等室に雇用均等特別相談窓口を設置し、きめ細かく対応するとともに、トラブルの未然防止に向けた指導を実施

労働条件等の適切な明示に関する要請

- 労働基準局長及び職業安定局長の連名で、東京電力・主要経済団体・人材ビジネスの事業者団体等に労働者の募集や求人申し込み、労働契約の締結に当たって、労働条件等の適切な明示をすることを要請(5月13日)

労災保険給付

- 労災診療費や休業補償の請求について医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施
 - (1) 労災保険給付請求に関して、事業主証明や療養担当の医師証明なしでも請求可能とした。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
 - (2) 労災保険の療養の給付の請求について、任意の様式でも可とした。
- 労災保険給付の請求に関して、労災認定のための資料が散逸している場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うこと等について労働局に指示し、以下の柔軟な取組等を実施
 - (1) 管轄外を含めた全ての労働局又は労働基準監督署で労災診療や休業補償の請求の受付を行うこととした。
 - (2) 労災認定のための事務処理について、関係資料を喪失した際に代替資料でも可能とした。
- 遺族補償給付等の支給事由の特例
 - ・ 震災によって行方不明となった者について、遺族補償給付など死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するための法的措置※を講じた。 ※震災による行方不明者について、3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給。

労働保険料

- 労働保険料の納付期限の延長等
 - ・ 被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における労働保険料の納付期限(7月)等を自動的に延長(障害者雇用納付金についても同様の取扱い)
 - ・ 被災地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、労働保険料の納付を猶予(障害者雇用納付金についても同様の取扱い)
- 労働保険料等の免除
 - ・ 3月11日に特定被災区域※¹に所在していた事業場が、震災被害により、労働者の賃金の支払いに著しい支障が生じている等の場合に、事業主からの申請に基づき、最長で平成24年2月までの1年間、労働保険料等※²を免除。
 - ※¹ 岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県の一部
 - ※² 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金についても同様に措置

未払賃金立替払

- 未払賃金の立替払のための予算を増額するとともに、地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施

中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の特例措置

- 中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限延長手続の簡素化等に加え、震災による行方不明者の遺族に対する速やかな退職金支給のための法的措置※を実施 ※行方不明から3か月で死亡を推定
- (独)雇用・能力開発機構が行う勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対しては、最長5年間返済を猶予する等の特例措置を実施
- 財形住宅・年金貯蓄について、東日本大震災で被害を受けたことにより平成24年3月10日までの間に目的外で払い出した場合に、その利子等を非課税とする特別措置を実施

夏期の節電に向けた労使の取組への対応

- 東京電力・東北電力管内の労働局・労働基準監督署に、節電対策緊急労働相談窓口を開設。始業・終業時刻の繰上げや所定休日の変更、変形労働時間制の導入など節電のために労働条件の見直しを検討している労使からの相談に対応。
- 労使の話合いのポイントや労働時間制度等の変更手続等をまとめたパンフレット「節電に取り組む労使のみなさんへ」、
「平成23年夏期の節電対策に伴う変形労働時間制の労使協定の変更、解約について」を作成し、労働組合・事業主団体等に周知。
- 「節電に向けた労働時間の見直し等に関するQ&A」を作成し、各都道府県労働局に周知するとともに、厚生労働省HPにて公表。

※ 5月13日に政府の電力需給緊急対策本部(現:電力需給に関する検討会合)が「夏期の電力需給対策について」を決定。東京電力・東北電力管内の電力需要家に対し、7~9月の平日の9時から20時の使用最大電力を前年比▲15%抑制すること等を求めている。

復旧工事における災害防止対策

- 建築物等の解体、改修工事、がれき処理等、喫緊に予定される災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、粉じんへのばく露防止のため、防じん用マスクを配布。また、マスクの不足に対処するため、屋外のがれき処理作業について、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認める。
- がれき等にアスベスト等が含まれている可能性があることから、復旧工事に従事する労働者の就業環境の改善を図るために、防じんマスクの配布や電動ファン付き呼吸用保護具を無償貸与するとともに、環境省と連携して復旧工事に係るアスベスト対策検証のための専門家会議を開催し、気中濃度のモニタリング等を実施
- がれき処理作業を行う事業者・労働者等を対象に、安全に作業を進めるための注意点をまとめたリーフレットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配布。また、がれき処理作業の開始に併せて、本省及び被災地の労働局・労働基準監督署による安全衛生パトロールを実施。
- 今後、復旧工事が短期間で大量に見込まれることを踏まえ、安全衛生に関する諸問題に対応する拠点（岩手、宮城、福島を予定）を開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施。
- 津波で打ち上げられた船舶の解体等作業の増加が見込まれることから、高所での作業、重機等を用いた作業及び石綿関連作業等に係る総合的な労働災害防止対策について、造船関係団体等に要請。
- 災害復旧工事について、梅雨入り以降特に懸念される①低層住宅の屋根等の改修工事に伴う墜落・転落災害等の防止、②道路工事や上下水道工事における土砂崩壊災害の防止等の労働災害防止対策の徹底を建設業団体に要請。
- 震災復旧・復興工事における労働災害防止対策を官民が一体となって徹底するため、厚生労働省の要請により、建設業界内（事務局：建設業労働災害防止協会）に「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」が設置され、6月3日に初会合を開催。今後、エリア別の安全衛生協議体制の構築、安全衛生教育の徹底等を推進する。

健康確保対策

- 産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受付
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 (<http://kokoro.mhlw.go.jp/>) に被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置。
- 甚大な被害を受けた地域（岩手、宮城、福島）のメンタルヘルス対策支援センターの相談員を拡充、専門家がメンタルヘルスに関する相談に対応する「メール相談コーナー」を「こころの耳」に設置

原子力発電所の事故への対応（１）

- 福島第一原発における緊急事態に対応するため、健康影響等の観点から検討を行い、今回の緊急作業時の放射線被ばく線量の上限を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引上げ（3月14日施行）
- 3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生。福島労働局から福島第一原発に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう同日指導するとともに、3月26日に指導票を交付
- 緊急作業終了後の臨時の健康診断に加え、作業従事中で実効線量が100ミリシーベルトを超えた労働者、作業従事期間が1か月を超えた労働者について、原則として1月以内ごとに臨時の健康診断を実施するよう、4月25日に福島労働局から事業者へ指示
- 女性労働者が被ばく限度を超えていたことを受け、4月27日に福島労働局から東京電力に対し、労働者の被ばく限度の管理について徹底するよう指導

原子力発電所の事故への対応（2）

- 東京電力本社に対し、緊急作業に従事した労働者がその後通常の放射線業務に従事する場合の被ばく線量管理の徹底を指導するとともに、緊急作業従事後の就業上の措置について、協力会社の労働者を含めて不利益な取扱いがないような配慮等を4月28日に要請
- 福島労働局から東京電力に対し、福島第一原発において緊急作業に従事する労働者のうち内部被ばく線量の高いと考えられる者について早急に調査を行うよう4月30日に指導
- 5月2日のJヴィレッジへの立入調査の結果を受けて、5月13日に福島労働局から東京電力に対し、改めて被ばく線量の管理等の徹底を指導するとともに、臨時の健康診断や内部被ばく線量の測定を行うよう指導し、労働者の生活環境の改善、心身の不調への対応、熱中症予防対策について改善を行い、労働者の健康管理等の徹底を図るよう要請
- 「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」（5月17日原子力災害対策本部決定）に定められた福島第一原子力発電所における作業員の健康管理対策等を推進するため、5月20日に「厚生労働省福島第一原発作業員健康管理等対策推進室」を設置
- 「当面の取組方針」を踏まえ、福島第一原発における安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化、一定の緊急作業の労働基準監督署への届け出等について、5月23日に東京電力に対して指導

原子力発電所の事故への対応（3）

- 福島第一原発の労働者の健康管理体制の強化のため、（独）労働者健康福祉機構から労災病院の医師を5月29日より派遣。これまでの産業医科大学から派遣されている医師に加えて、福島第一原発内に24時間医師を配置する体制を整備
- 福島第一原発で緊急作業に従事する特殊・高度技術者について、①現在のロードマップに沿って復旧作業が進んだ場合に必要な人員等の見積もりを行うこと②2不測の事態も想定した上で今後必要となる特殊・高度技能者の養成を進めるよう、5月27日に経済産業省及び原子力安全・保安院に対し申入れ
- 福島第一原発作業員健康管理等対策推進室（本省、福島労働局、富岡労働基準監督署）が5月27日に福島第一原発に立入調査を実施。調査の結果、東京電力等に対し、3人の被ばく事案等に係る労働安全衛生法違反について、5月30日に福島労働局長名で是正勧告
- 福島第一原発の労働者2名が250ミリシーベルトを超えるおそれのある内部被ばくを受けたと判明したことを受け、当該労働者2名の内部被ばく線量の確定、これまでに緊急作業に従事した労働者に対する内部被ばく測定の早急な実施等について、5月30日に東京電力に対して指導
- さらに、内部被ばく線量が暫定値で100ミリシーベルトを超えている者が3人いることが判明したことから、被ばく線量が確定するまでの間、緊急作業から外すよう6月3日に指導
- 上記2名の労働者が、250ミリシーベルトの被ばく限度を超えることがほぼ確実となったことを受け、福島第一原発作業員健康管理等対策推進室員による福島第一原発への立入調査を6月7日に実施し、労働者2名の作業状況等、事実関係を明らかにした上で、厳正に対処する。

職業訓練の機動的な拡充・実施

- 訓練定員の拡充や被災者向けの特別コースの設定など、被災地や被災者の受入先等における公的な職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充・実施するとともに、ハローワークによる効果的なマッチングを図る。

【被災3県の開講・検討状況（5月31日現在）】

岩手県：3コース（総合オペレーション科（建設関係重機の操作）（1コースは5月17日開始、その他2コースも開講準備中）
宮城県、福島県：建設関係の訓練コースの設定を検討中

雇用保険を受給できない方への訓練期間中の生活支援

- 基金訓練（訓練・生活支援給付の支給）
被災により、緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）の受講が困難となった場合でも、受講期間中の生活支援である訓練・生活支援給付を支給する。
- 訓練手当の支給
被災により、離職を余儀なくされたり、内定を取り消された方が、公共職業訓練を受講する場合に、受講期間中の生活支援である訓練手当を支給する。

職業訓練等に関する相談への対応

- （独）雇用・能力開発機構の青森、岩手、宮城、福島及び茨城センターに、職業訓練受講者や事業主等からの職業訓練や助成金の取扱い等の相談援助を行う「震災特別相談窓口」を設置。（相談件数339件（4月4日～6月4日））

職業訓練の拡充等（平成23年度第1次補正）

- 被災地域の離職者等に対する建設関連分野（建築設備・電気設備等）をはじめとした公共職業訓練を拡充する。
- 被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除する。

訓練施設の復旧（平成23年度第1次補正）

- 被災した公共職業能力開発施設、認定職業訓練校の復旧を推進する。

ハローワーク、労働基準監督署の業務状況について

相談等実績

労働局		岩手	宮城	福島	その他	
相談	相談・申請等					
	震災 関連 窓口 相談	ハローワーク※1				
		労働者	93,630件	116,791件	91,406件	—
		事業主 (うち雇用調整助成金関係)	7,850件 (3,371件)	20,180件 (9,639件)	16,855件 (10,990件)	29,708件※11 (23,907件)
	労働基準監督署※2	2,340件	6,152件	8,041件	—	
	出張相談※3	264か所 1,247件	132か所 1,207件	135か所 899件	243か所※12 2,729件	
電話相談※4	314件	1,457件	1,898件	—		
申請等	被災者対象求人※5	全国 求人件数：13,853件 求人数：41,731人				
	復旧事業関係求人※6	全国 求人件数：480件 求人数：3,775人				
	被災有効求職者数※7	7,751人	22,535人	8,656人	—	
	雇用保険離職票等発行件数※8	24,113件	49,851件	40,644件	—	
	雇用保険受給資格決定件数※8	15,533件	34,322件	23,530件	—	
	未払賃金立替 払関係※9	認定申請（企業数） 39件	44件	8件	—	
	確認申請（労働者数） 257件	187件	53件	—		
労災給付請求（うち遺族給付）※10	245(181)件	740(576)件	170(83)件	797(29)件		
労災支給決定件数（うち遺族給付）	130(87)件	351(218)件	129(50)件	602(5)件		



出張相談の様子(福島局)



東京ビッグサイトの出張相談(東京局)

※1：3/28～5/22 ※2：3/22～6/3 ※3：5/29現在 ※4：岩手(土日のみ6/5現在)、宮城(土日のみ4/17まで)、福島(5/31現在)

※5：全国のハローワークで受理した被災された方を積極的に雇い入れようとする求人(5/27現在) ※6：5/27現在

※7：被災を理由に離職した者、無業者であって震災を理由として新たに求職活動をする者(5/27現在)

※8：速報値(3/12～5/26) 震災による休業や自発的失業・定年退職も含む ※9：3/22～6/3 ※10：6/6現在 ※11：3/28～4/30

※12：青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都

応援体制

全国規模の応援(4月18日～)

- ・電離放射線による健康障害防止に関する専門的な知識・経験を有する職員(3/28～6/10合計9名)
- ・被災地の労働局における業務体制の確保のため他局からの応援職員を派遣(4/4～6/10合計188名)